

岡山県天神山文化プラザ 参考資料

1	岡山県天神山文化プラザの概要	1
2	施設利用状況 (利用者数、展示室・ホール・練習室等利用率、利用料金収入)	7
3	企画事業の実施状況	8
4	管理に係る収支の状況	11
5	収蔵美術品リスト	12
6	利用料減免状況	16
7	関係条例等	17

1 岡山県天神山文化プラザの概要

(1) 岡山県天神山文化プラザのあらまし

岡山県天神山文化プラザは、岡山カルチャーゾーンの中心、岡山市北区天神町に位置し、岡山の芸術文化の新しい拠点として旧県総合文化センターをリニューアルしたものである。芸術文化を愛する県民が芸術文化活動の練習から創造、発表まで一貫して利用できるように、270席のホール、展示室5室、練習室5室、会議室2室及び文化情報を提供する文化情報コーナーを備えている。

また、貸館のみでなく、展示室を利用した展覧会、ホールにおける地元劇団による「土曜劇場」をはじめとする催物、練習室等における各種のワークショップなど芸術文化の振興のため積極的に主催事業を企画・実施している。

(2) 経 過

- ・ 昭和 37 年
岡山県総合文化センター建設（設計：前川國男建築設計事務所）
- ・ 昭和 50 年
第 2 展示室を増設
- ・ 平成 16 年 3 月
岡山県総合文化センター閉館
- ・ 平成 16 年 11 月
県民文化交流センター（仮称）建設工事着工（平成 17 年 6 月竣工）
- ・ 平成 17 年 3 月
岡山県天神山文化プラザ条例制定
（名称が「岡山県天神山文化プラザ」に決まる）
- ・ 平成 17 年 9 月 4 日
岡山県天神山文化プラザ開館
- ・ 平成 19 年 4 月
文化情報センター部門の運営を岡山県文化連盟へ委託
- ・ 平成 20 年 4 月
指定管理者制度導入 公募により（社）岡山県文化連盟を選定
- ・ 平成 23 年 4 月
指定管理者の公募（2 期目）により（社）岡山県文化連盟を選定
- ・ 平成 28 年 4 月
指定管理者の公募（3 期目）により（公社）岡山県文化連盟を選定
- ・ 令和 3 年 4 月
指定管理者の公募（4 期目）により（公社）岡山県文化連盟を選定

(3) 建物概要 (工期及び整備費はリニューアルに要したもの)

- ① 構造 RC造 地上3階 地下1階 塔屋2階
- ② 建築面積 2,359.69 m²
- ③ 延床面積 5,739.79 m²
- ④ 工期 平成16年11月～平成17年6月
- ⑤ 整備費 9億3千万円 (工事費: 8億5千万円)

(4) 職員構成及び職員数 (令和7年4月現在)

施設管理者	1名	
常勤職員	4名	
非常勤職員	2名	
臨時職員	8名	計15名

(5) 開館時間

展示室	9時～18時
ホール・練習室	9時～22時
会議室	9時～17時
文化情報コーナー	9時～18時

※休館日 毎週月曜日、年末年始 (12月28日～1月4日)

現状は、現指定管理者から岡山県天神山文化プラザ条例施行規則第3条第2項の規定に基づく申請により次のとおり承認・運営されている。
【年末年始を除く月曜日の取扱い】承認期間: 令和7年12月27日まで
練習室・会議室 第3月曜日 (9月は第2月曜日) を除き9時～17時まで開館

(6) 施設概要 (利用施設)

施設名		面積 (m ²)	施設名		面積 (m ²)	
展示室	第1展示室 (1階)	大室	435	練習室	第1練習室 (美術・工芸)	62
		小室	137		第2練習室 (映像)	47
	第2展示室 (地階)	大室	305		第3練習室 (邦楽等)	46
		小室	156		第4練習室 (ダンス・音楽)	90
	第3展示室 (2階)		285		第5練習室 (音楽・演劇)	64
	第4展示室 (2階)		145	会議室	第1会議室	88
	第5展示室 (2階)		139		第2会議室	120
ホール (270席)		318	文化情報コーナー		110	

(7) 現行の使用料 (条例に定める基準額は「7 関係条例等」参照)

① 施設使用料

<展示室>

区 分		使 用 料
第1展示室	全 室 (1週間につき)	133,000円
	大 室 (1週間につき)	102,000円
	小 室 (1週間につき)	31,000円
第2展示室	全 室 (1週間につき)	110,000円
	大 室 (1週間につき)	71,000円
	小 室 (1週間につき)	39,000円
第3展示室 (1週間につき)		73,000円
第4展示室 (1週間につき)		36,000円
第5展示室 (1週間につき)		31,000円

<ホール・練習室・会議室>

区 分	使 用 料					
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
ホール	11,000円	14,000円	14,000円	29,000円	32,000円	47,000円
	[6,600円]	[8,400円]	[8,400円]	[17,400円]	[19,200円]	[28,200円]
第1練習室	900円	1,200円	1,200円	2,300円	2,500円	3,800円
第2練習室	600円	900円	900円	1,800円	2,000円	2,900円
第3練習室	600円	900円	900円	1,800円	2,000円	2,900円
第4練習室	1,300円	1,600円	1,600円	3,300円	3,800円	5,400円
第5練習室	900円	1,200円	1,200円	2,300円	2,500円	3,800円
第1会議室	1,200円	1,600円	/	3,200円	/	/
第2会議室	1,800円	2,300円	/	4,700円	/	/

※ホール使用料〔 〕は、文化プラザのホールの利用が決定している者が、本番目前の平日(火・水・木曜日)に、練習・リハーサル等でホールを使用する場合の金額(正規料金の60%)

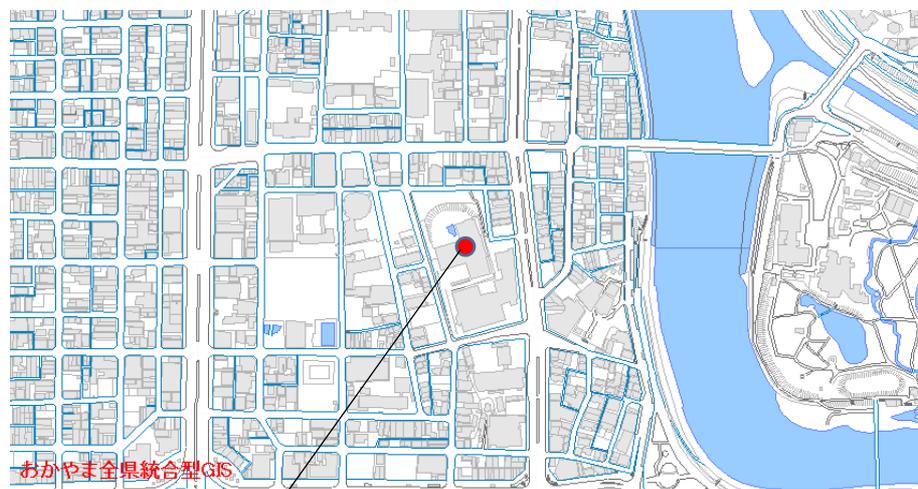
② 設備使用料

区 分	単 位	使 用 料
パネル	1枚1週間につき	100円
グランドピアノ	1台1回につき	2,100円
アップライトピアノ	1台1回につき	500円
七宝電気炉	1台1回につき	800円
プロジェクター	1台1回につき	600円
音響機器	一式1回につき	500円
映像関係機器	一式1回につき	500円

<ホール>		
調光操作卓	1式1回につき	1,500円
スポットライト	1台1回につき	100円
パーライト	1台1回につき	200円
カッタースポットライト	1台1回につき	300円
ピンスポットライト	1台1回につき	400円
センターピンスポットライト	1台1回につき	100円
ローアーホリゾンライト	1台1回につき	100円
アッパーホリゾンライト	1台1回につき	100円
ボーダーライト	1台1回につき	100円
バルコニーライト	1台1回につき	100円
フロントサイドライト	1台1回につき	100円
サスペンションライト	1台1回につき	100円
プロセニウムライト	1台1回につき	100円
シーリングライト	1台1回につき	100円
音響操作卓	1式1回につき	1,000円
ステージボックス	1式1回につき	400円
ヘッドセット型マイクロホン	1個1回につき	100円
ワイヤレスマイクロホン	1本1回につき	100円
タイピン型ワイヤレスマイクロホン	1個1回につき	100円
録音装置	1式1回につき	200円
映像関連機器	1式1回につき	1,400円

(8) 岡山県天神山文化プラザの位置図・配置図・平面図

① 位置図



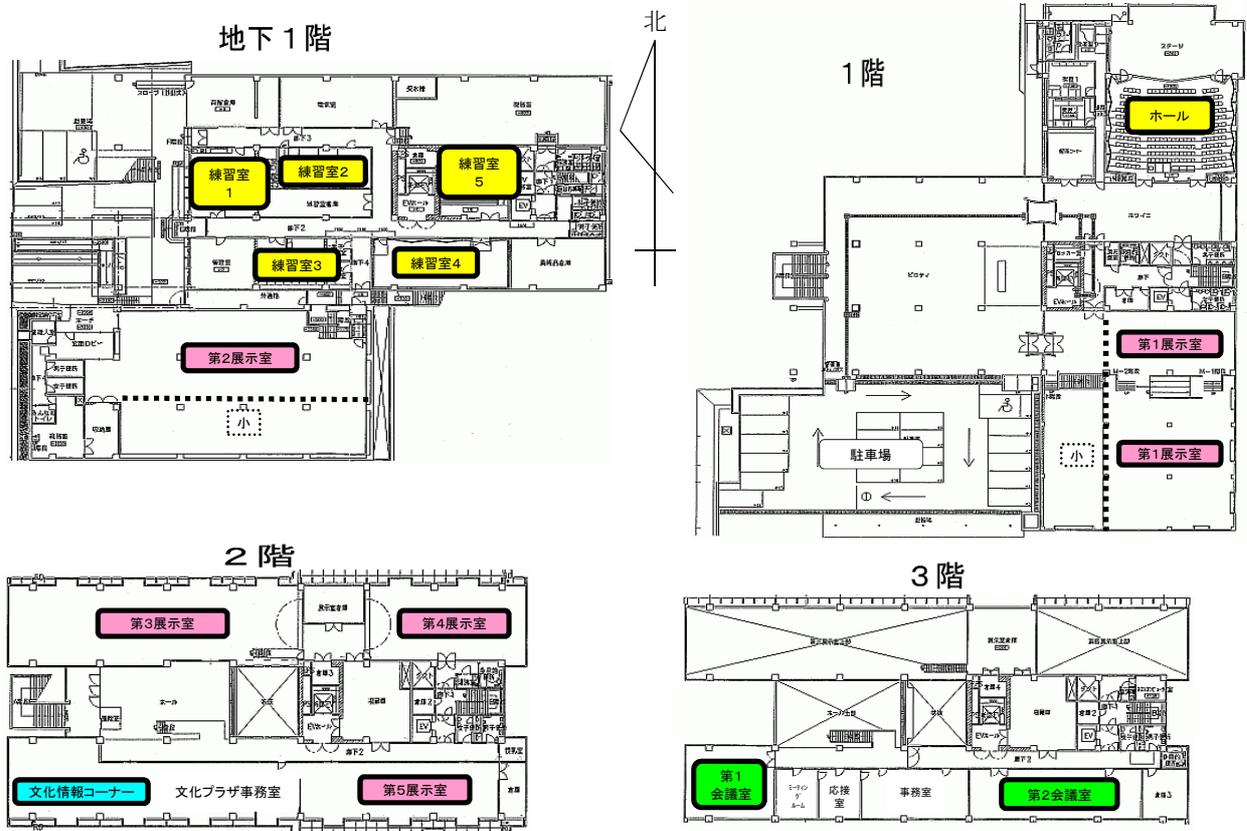
岡山県天神山文化プラザ 岡山市北区天神町 8-54

② 配置図



③ 平面図

岡山県天神山文化プラザ平面図



2 施設利用状況

(1) 利用者数及び利用率

(単位：人・%)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
展示室（5室）	83,500	83.5%	124,126	95.1%	117,204	89.5%	108,072	85.9%
練習室（5室）	14,502	96.8%	18,897	98.8%	20,997	98.7%	20,790	87.8%
ホール	10,590	52.3%	20,510	60.5%	21,651	65.2%	21,838	55.1%
会議室（2室）	3,030	50.6%	4,620	54.2%	5,236	56.2%	5,351	54.4%
文化情報センター	12,257	—	15,587	—	13,401	—	13,897	—
計	123,879	—	183,740	—	178,489	—	169,948	—

※利用率には、主催事業などの利用料減免分を含む。

(2) 利用料金収入

(単位：円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
展示室（5室）	13,425,000	17,631,000	16,087,000	15,196,500
練習室（5室）	3,368,600	4,084,200	4,260,400	4,344,900
ホール	3,733,400	4,651,200	5,388,600	4,470,400
会議室（2室）	874,980	1,032,630	1,160,010	1,224,370
設備利用料	1,049,800	1,419,000	1,678,500	1,604,900
計	22,451,780	28,818,030	28,574,510	26,841,070

3 企画事業の実施状況

(1) 展示室を使う事業（令和6年度）

事業名・開催日	内容・入場者数等
<p>①天プラ・セレクション (無料)</p> <p>7/17~28 第3展示室 10/30~11/10 第3・4展示室 12/10~15 第3展示室 3/25~30 第3展示室</p>	<p>岡山県ゆかりの美術作家を個展形式で紹介。公募2人、推薦委員推薦2人による個展を開催。</p> <p>秋山幸（絵画） (383人) 石田和也（陶芸） (677人) 中山 冴子（絵画） (320人) 今田 千裕（テキスタイル） (301人)</p>
<p>②アートの今・岡山 2023-2024 (有料)</p> <p>令和5年 6/30~8/20 令和5年 11/11~26 令和6年 1/5~2/12 令和6年 5/8~5/19</p>	<p>岡山における現代美術の「今」の姿を紹介する県内文化施設連携事業。</p> <p>岡山ゆかりのクリエイターとともに、倉敷市児島、勝央町、井原市、岡山市の県内4カ所5施設がリレー形式でつなぐ「旅」をテーマとした企画展を令和5年度から6年度にかけて開催。</p> <p>[開催施設]</p> <p>松島分校美術館・旧野崎家住宅 (52人・1914人) 勝央美術文学館 (1361人) 華鶴大塚美術館 (539人) 天神山文化プラザ※ (422人)</p> <p>※天神山文化プラザは、各地の展覧会の記録を集めた総集展として開催。</p>
<p>③展示室提案事業 ア「青木正春と妻澄江展」 (無料)</p> <p>10/29~11/3 第1展示室</p>	<p>画家、青木正春と美術家、アオキスミエの2人展の開催。青木正春は2002年に没死。アオキスミエは2024年に100歳となる。長年岡山県の美術界を牽引してきた2人の作品（約150点）を紹介し、その業績を顕彰。(818人)</p>
<p>イ「LPレコードジャケット展」 (無料)</p> <p>1/21~26 第5展示室</p>	<p>デザイナーや画家によるクラシック、ジャズ、ロック等のLPレコードのジャケットを、約120点展示。(370人)</p>
<p>④収蔵作品展「テン・コレ 2024」 (無料)</p> <p>10/1~12/22 文化情報センター</p>	<p>天神山文化プラザの収蔵作品を紹介。今回は展示室提案事業の内容とあわせて青木正春、アオキスミエの作品を展示。</p>

(2) ホールを使う事業 (令和6年度)

事業名・開催日	内容・入場者数等
①土曜劇場 (有料、ただし高校演劇は無料)	公募選考による県内アマチュア団体の創作活動を支援(会場費・設備使用料を全額免除)。2019年度から専門家(演劇、ダンス)によるアドバイス等を導入。
6/1, 2	岡山県高等学校演劇協議会 岡山東地区 (172人)
6/8, 9	岡山県高等学校演劇協議会 岡山西地区 (286人)
10/26, 27	劇団夢幻月 (335人)
11/23, 24	en劇集団 イロトリドリ (302人)
2/8, 9	劇団瀬戸内三大珍獣 (406人)
3/8, 9	かとうみわがちょうしにのりました(・▽・)×ジーンズミュージカル (224人)
	(入場者計: 1,725人)
土曜劇場 関連企画 (有料)	劇団夢幻月が、子どもを対象に「はじめてのえんげき体験」のワークショップを開催。(24人)
9/7	
②土曜劇場500回記念座談会(無料)	土曜劇場上演500回を記念して座談会を開催し、土曜劇場のより発展したあり方を模索。
1/18	1/18(33人)
2/11	2/11(21人)
③天プラ・ホールセレクション	優れた舞台芸術を提供
ア 仕立屋のサーカス 新演目「performance with film」(有料)	国内外で活躍する音楽家、曾我大穂氏による音楽公演。即興演奏を主軸にした質の高い音楽作品を上演し、音楽の新たな可能性を模索する舞台芸術を紹介。(431人)
7/4~6	
仕立屋のサーカス 新演目「performance with film」関連企画(有料)	本公演に合わせて、サーカスを体験するワークショップを開催。(31人)
7/6	
イ 日本名作映画鑑賞会 (有料)	国立映画アーカイブのフィルムを借用し上映。(570人)
2/15	文化庁: 優秀映画鑑賞推進事業 <上映作品> 小津安二郎名作選 「麦秋」1951年、「東京物語」1953年、 「彼岸花」1958年、「秋刀魚の味」1962年

(3) 練習室等を使う事業 (令和6年度)

事業名・開催日	内容・入場者数等
①舞台技術講座 (有料) 8/6, 7	初心者から経験者まで、舞台照明・音響の しゅくみを学ぶ実践型講座を開催。(60人)
②レコードコンサート (無料) ・クラシック編 4/6, 6/15, 8/17, 10/12, 12/21, 2/8 ・ワールドミュージック編 7/13, 11/16	誰もが知っている名曲から知られざる名 曲まで、アナログレコード (SP/LP) で楽 しむ。(入場者計: 205人)

企画事業入場者総数: 10,257人 (令和6年度)

4 管理に係る収支の状況

(単位:円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入額		93,901,977	103,546,282	104,512,815	99,666,695
内 訳	指定管理料	68,935,000	72,059,999	68,025,000	70,124,000
	利用料金収入	22,451,780	28,818,030	28,574,510	26,841,070
	事業収入	278,401	575,400	972,700	301,600
	その他	2,236,796	2,092,853	6,940,605	2,400,025
支出額		93,958,312	102,473,193	104,881,733	99,727,311
内 訳	人件費	42,773,298	43,071,347	44,988,816	42,625,720
	管理運営費	37,972,663	44,614,696	40,647,815	38,817,656
	事業費	7,215,171	8,655,370	11,309,522	6,884,755
	その他	5,997,180	6,131,780	7,935,580	11,399,180
収支差額		-56,335	1,073,089	-368,918	-60,616

5 収蔵美術品リスト

	固有 番号	品名	内容	使用又は 保管場所	備考
1	1	絵画	洋画:港町(玉島)1949 大島勲 F50	美術倉庫	
2	2	絵画	洋画:変電所 大島勲 S40変形	美術倉庫	
3	3	絵画	洋画:漁網 大島勲 P100	美術倉庫	重要物品
4	4	絵画	洋画:早春 1959 大島勲 F100	美術倉庫	重要物品
5	5	絵画	洋画:仙酔島の夏 1930 石原義武 45.5×37.0	美術倉庫	
6	6	絵画	洋画:風景 中津瀬忠彦 P20	美術倉庫	
7	7	絵画	日本画:早春後楽園 1968 久城白麗 43.8×36.0	美術倉庫	
8	8	絵画	日本画:陽光 村川源之助 40.0×31.0	美術倉庫	
9	9	絵画	日本画:観桜 岡本淡雅 30.5×39.5	美術倉庫	
10	10	絵画	日本画:山陰の山 片山秀陵 44.5×36.7	美術倉庫	
11	11	絵画	日本画:六月の穂高 妹背平三 43.6×36.4	応接室	
12	12	絵画	洋画:やさしいらんぷ 久米小夜子 30.7×40.0	美術倉庫	
13	13	絵画	洋画:伯耆路秋色鳥ヶ山 川上一巳 44.4×38.0	美術倉庫	
14	14	絵画	日本画:面河溪の秋 伊原市十郎 44.6×37.0	美術倉庫	
15	15	絵画	洋画:花 1968 長瀬正巳 36.5×44.5	美術倉庫	
16	16	絵画	洋画:樹 1968 塩津誠一 52.0×44.0	美術倉庫	
17	17	絵画	洋画:パスカルのかたつむり 1968 浜野全平 34.8×53.0	美術倉庫	
18	18	絵画	洋画:海景 片岡雅志 48.5×59.4	美術倉庫	
19	19	絵画	洋画:内海の島 1965 片岡雅志 32.0×41.0	美術倉庫	
20	20	絵画	版彩画:海 小林和作 40.5×31.0	美術倉庫	
21	21	絵画	洋画:少女 岡輝正 65.5×50.2	美術倉庫	
22	22	絵画	洋画:街灯 1968 青木正春 F8	美術倉庫	
23	23	絵画	洋画:知恩院の山門 片岡雅志 F6	美術倉庫	
24	24	絵画	ポスター:きれいな海を 竹内清 103×73	美術倉庫	
25	25	絵画	ポスター:人間とは 竹内清 103×73	美術倉庫	
26	26	絵画	水彩(色紙)(こいのぼり) 荻野加納明	美術倉庫	
27	27	絵画	水彩(色紙)(花) 正和	美術倉庫	
28	28	絵画	水彩(色紙)(少女) 玄場瑛子	美術倉庫	
29	29	絵画	洋画:造船所・夜(ドック) 1953 竹内清 206×150	美術倉庫	
30	30	絵画	洋画:浚渫船 1959 竹内清 F120	美術倉庫	
31	31	絵画	洋画:港にて 1963 竹内清 F30	美術倉庫	
32	32	絵画	洋画:造船 1966 竹内清 F80	美術倉庫	
33	33	絵画	洋画:海にて 1967 竹内清 F80	美術倉庫	
34	34	絵画	洋画:孤船 1967 竹内清 P30	美術倉庫	
35	35	絵画	洋画:端午 1971 竹内清 M40	美術倉庫	
36	36	絵画	洋画:アッピア号 1973 竹内清 M40	美術倉庫	
37	37	絵画	洋画:セーヌ河岸 1974 竹内清 M40	美術倉庫	
38	38	絵画	洋画:漁港にて 1974 竹内清 F60	美術倉庫	
39	39	絵画	洋画:ローマの博物館で 1975 竹内清 P40	美術倉庫	
40	40	絵画	洋画:聖堂月明 1979 竹内清 F40	美術倉庫	
41	41	絵画	洋画:ヴェネチア・朝 1981 竹内清 F30	美術倉庫	
42	42	絵画	洋画:ヴェネチア・或る朝 1981 竹内清 F30	美術倉庫	
43	43	絵画	洋画:雪ふる 1982 竹内清 M30	美術倉庫	
44	44	絵画	洋画:ラベンナの壁 1983 竹内清 F30	美術倉庫	
45	45	絵画	洋画:タピスリー 1983 竹内清 F60	美術倉庫	
46	46	絵画	洋画:アクロポリス博物館で 1975-85 竹内清 F30	美術倉庫	
47	47	絵画	洋画:ラベンナの晨 1984-87 竹内清 P30	美術倉庫	

	固有 番号	品名	内容	使用又は 保管場所	備考
48	48	絵画	洋画:星の花 1987 竹内清 M80	美術倉庫	
49	49	絵画	洋画:樹霊(こだま)一夏 1991 竹内清 F80	美術倉庫	
50	50	絵画	洋画:樹霊一秋 1991 竹内清 F50	美術倉庫	
51	51	絵画	洋画:木に寄る 1996 竹内清 F80	美術倉庫	
52	52	絵画	洋画:海眩 1993 竹内清 P80	美術倉庫	
53	53	絵画	洋画:ブネウマ(風)の吹く中で「彩」1996 水島治夫 F50	美術倉庫	
54	54	絵画	洋画:尾道風景 1957 野平上 P80	美術倉庫	
55	55	絵画	洋画:病院のある風景 1958 野平上 F60	美術倉庫	
56	56	絵画	洋画:港都展望 1959 野平上 F60	美術倉庫	
57	57	絵画	洋画:硫酸工場 1960 野平上 f80	美術倉庫	
58	58	絵画	洋画:オリーブ園斗松群生 1973 野平上 F100	美術倉庫	
59	59	絵画	洋画:あんずの里 1998 野平上 F10	美術倉庫	
60	60	絵画	日本画:芥子とえんどう 松島杜美 P10	美術倉庫	
61	61	絵画	素描:梅干 松島杜美 423×347	美術倉庫	
62	62	絵画	素描:栗 松島杜美 423×347	美術倉庫	
63	63	絵画	素描:餅あみ 松島杜美 423×347	美術倉庫	
64	64	絵画	素描:するめ 松島杜美 509×394	美術倉庫	
65	65	絵画	日本画:般若波羅密多いまプロローグ 1981金谷朱尾子 F30	所長室	
66	66	絵画	洋画:タイの仏教遺跡(スコータイ)A 1986 香川昌久 129×161	美術倉庫	
67	67	絵画	洋画:タイの仏教遺跡(スコータイ)B 1986 香川昌久 129×161	美術倉庫	
68	68	絵画	油彩:池畔 1951 竹内清 M80	美術倉庫	
69	69	絵画	油彩:-1975- アオキスミエ 130×97	美術倉庫	
70	70	絵画	油彩:-1986- アオキスミエ 130×130	美術倉庫	
71	71	絵画	紙・鉛筆:作品 アオキスミエ 72.4×54.2	美術倉庫	
72	1	掛軸	掛軸:夢二歌碑拓本 作者不詳 69.0×133.0	美術倉庫	
73	2	掛軸	掛軸:木堂石碑拓本 作者不詳 69.0×182.0	美術倉庫	
74	1	漆器	朱塗三重盃 作者不詳(生駒謹製) 10.2×12.2×14.0	美術倉庫	
75	1	写真	寂巖の落書 山崎治雄 19.4×37.6	美術倉庫	
76	2	写真	塩飽の海 緑川洋一 88.5×59.0	美術倉庫	
77	3	写真	吉備津神社の菩薩面 石津良介 60.0×89.7	美術倉庫	
78	4	写真	市内電車 1968 山崎治雄 31.2×102.4	美術倉庫	
79	5	写真	現代の匠 2006 写真家集団北斗星 329×483 21枚組	美術倉庫	
80	6	写真	現代の匠 2007 写真家集団北斗星 329×483 30点組	美術倉庫	
81	1	書	和 大館桂堂	美術倉庫	
82	2	書	伊藤左千夫の歌一首 1976 高木聖鶴 137×137	美術倉庫	
83	3	書	月花(表装無) 清水三溪	美術倉庫	
84	4	書	南山寿(表装無) 清水三溪	美術倉庫	
85	5	書	山川長風(表装無) 清水比庵	美術倉庫	
86	6	書	月影 石井梅僊 35.7×22.4	美術倉庫	
87	7	書	不詳(万葉の歌) 内田鶴雲 22.8×26.3	美術倉庫	
88	8	書	短歌(白妙の…) 西井林亭 30.8×42.0	美術倉庫	
89	9	書	瑞気集門 大館桂堂 51.5×64.0	美術倉庫	
90	10	書	寒巖一樹松 神崎紫峯 17.2×121.2	美術倉庫	
91	11	書	鉄牛之機 浅野五牛	美術倉庫	
92	12	書	瑞雲集門(色紙) 藤原啓	美術倉庫	
93	13	書	額(ほのぼの…) 内田鶴雲 65×75	美術倉庫	
94	14	書	額(はるは花…) 内田鶴雲 70×160	美術倉庫	
95	15	書	額(父母が…) 内田鶴雲 200×62	美術倉庫	
96	16	書	額(比庵の歌) 浅沼翳舟(賢治) 70×175	美術倉庫	

	固有 番号	品名	内容	使用又は 保管場所	備考
97	17	書	六曲屏風(心月) 浅野五牛(貞雄)	美術倉庫	
98	18	書	四曲屏風(わだつみの) 井上玲玉 136×35×4	美術倉庫	
99	19	書	額(敷和氣) 大原桂南(専次郎) 43×61	美術倉庫	
100	20	書	額装(落日) 小野桂華 60×180	美術倉庫	
101	21	書	軸装(澄観) 河田一白 138.5×68.5	美術倉庫	
102	22	書	軸装(春) 黒田桂軒 133×34	美術倉庫	
103	23	書	六曲屏風(祝賀の詞) 澤田虚舟(昭二)	美術倉庫	
104	24	書	額装(春秋) 高木聖鶴 82×168	美術倉庫	
105	25	書	二曲屏風(壯 造化) 武政北総 200×200	美術倉庫	
106	26	書	軸装(臨蘭亭叙) 田中燕斎 41×50	美術倉庫	
107	27	書	額装(風塵) 歳森翠石 181×55	美術倉庫	
108	28	書	額(友月交風) 額田桂崖(一臣) 210×180	美術倉庫	
109	29	書	屏風(静) 平木臯城 150×90	美術倉庫	
110	30	書	二曲屏風(旅 鷗) 松岡圭峰 160×200	美術倉庫	
111	31	書	額装(嘘から出た誠) 三宅素峰 89×78	美術倉庫	
112	32	書	額(あおげば尊し) 森川星葉 53×240	美術倉庫	
113	33	書	六曲屏風(海) 山下荻舟 176×64 4枚	美術倉庫	
114	34	書	額(華) 大館桂堂 140×57	美術倉庫	
115	35	書	額(人の一生は・・) 大館桂堂 89×89	美術倉庫	
116	36	書	額(鶯邊日暖如人語) 大館桂堂 162×47	美術倉庫	
117	37	書	額装(鶴寿千歳) 高木聖雨 60×180	美術倉庫	
118	38	書	巻物(月によす(ゲーテ詩)) 小林白汀 24×180	美術倉庫	
119	39	書	軸(安利加太之) 小林白汀 130×34.5	美術倉庫	
120	40	書	双幅(弄花香满衣掬水月在手) 小林白汀 110×23	美術倉庫	
121	41	書	額装(山水) 小林白汀 34×34	美術倉庫	
122	42	書	横額(乾坤之氣) 小林白汀 45×151.5	美術倉庫	
123	43	書	扇(名園賛歌) 小林白汀 29×51	美術倉庫	
124	44	書	扇(鶴鳴曲水後楽之園) 小林白汀 29×51	美術倉庫	
125	45	書	軸(四神) 曾我英丘 430×192 4点組	美術倉庫	
126	46	書	パネル(二十八星宿) 曾我英丘 60×30 28点組	美術倉庫	
127	47	書	屏風(霊命真澄) 河田一白 137.4×34.5 4枚	美術倉庫	
128	48	書	額装(覚醒/無題) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
129	49	書	額装(routine8) 秋山基夫 400字詰原稿用紙 2枚	美術倉庫	
130	50	書	額装(四行詩三篇 一本の線/詩人/デザイン) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
131	51	書	額装(四行詩三篇 ともだち/この世/雪) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
132	52	書	額装(宮本武蔵駅) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
133	53	書	額装(六条院の梅) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
134	54	書	額装(春闌く) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
135	55	書	額装(ひとつぶの涙) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
136	56	書	額装(相生橋) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
137	57	書	額装(河童池の昼と夜) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
138	58	書	額装(和邇浦の夏そして秋) 秋山基夫 200字詰原稿用紙	美術倉庫	
139	1	染織品	織物(松鶴) 1972 作者不詳(韓国作品) 78.2×49.0	美術倉庫	
140	2	染織品	織物(竹林) 1991 作者不詳(中国作品) 40.0×66.0	美術倉庫	
141	3	染織品	型染(万葉集より) 若山侑 2007 42×34	美術倉庫	
142	1	彫刻	蛙(ブロンズ) 宮本隆 6.5×4.5	美術倉庫	
143	2	彫刻	TORSO(ブロンズ) 大桐国光 11.0×40.4	美術倉庫	
144	3	彫刻	作品「瓦」(陶) 1973 速水史朗	美術倉庫	
145	4	彫刻	旅—無限遠点へのベクトル 金谷哲郎	ピロティ	重要物品

	固有 番号	品名	内容	使用又は 保管場所	備考
146	5	彫刻	視 1977 金谷哲郎 70×49×14	美術倉庫	
147	6	彫刻	長い髪の女-胸上布- 1998 蛭田二郎 78×21×17	美術倉庫	重要物品
148	7	彫刻	木菟 1996 蛭田二郎 50×22×25	美術倉庫	
149	8	彫刻	TAMAGO-昇華- 三宅弘子 45×60×23 2点	美術倉庫	
150	1	陶磁器	壺:備前焼壺 松田華山	美術倉庫	
151	2	陶磁器	花筒:備前焼花筒 伊勢崎淳 10.2×32.5×13.4	美術倉庫	
152	3	陶磁器	壺:備前焼壺 日幡光顕	美術倉庫	
153	4	陶磁器	壺:瑠璃透彫壺 深田恒弘	美術倉庫	
154	5	陶磁器	壺:備前焼緋襷壺 松井与之	美術倉庫	
155	6	陶磁器	茶碗:備前焼茶碗 山本陶秀	所長室	
156	7	陶磁器	香炉:備前焼(伊部手) 香炉 小西陶蔵 18.0×20.5	美術倉庫	
157	8	陶磁器	壺:備前焼壺 藤原啓	所長室	
158	9	陶磁器	壺:備前焼緋襷壺 山本雄一	美術倉庫	
159	10	陶磁器	德利:備前焼鶴首德利 各見政峯	美術倉庫	
160	11	陶磁器	鉢:備前焼大鉢 各見政峯	美術倉庫	
161	12	陶磁器	鉢:備前焼大皿 松田華山	美術倉庫	
162	13	陶磁器	壺:備前焼壺 藤原健	美術倉庫	
163	14	陶磁器	花瓶:備前焼花瓶(ひび割れ補修) 榊原学 6.0×30.3×13.0	美術倉庫	
164	15	陶磁器	花筒:備前焼角花入(ひび割れ補修) 榊原清人 6.0×23.5×6.5	美術倉庫	
165	16	陶磁器	花筒:備前焼角花入 榊原貢 6.2×20.3×6.2	美術倉庫	
166	17	陶磁器	德利:備前焼德利 藤原啓	美術倉庫	
167	18	陶磁器	花筒:備前焼窯変耳付花入 1984 松田華山 11.0×23.7×13.0	美術倉庫	
168	19	陶磁器	壺:青白磁捻面取壺 松本学 3.5×21.5×21.0	美術倉庫	
169	20	陶磁器	花筒:備前焼花筒 武用真 6.6×22.6×12.4	美術倉庫	
170	21	陶磁器	花瓶:江戸後期 伝 青木木米 4.3×23.5×7.0	美術倉庫	
171	22	陶磁器	鉢:菓子鉢 作者不詳 17.8×9.3×8.2	美術倉庫	
172	23	陶磁器	像:備前焼二宮尊徳像 木村貫一 29.5×37.5×23.0	美術倉庫	
173	24	陶磁器	壺:窯変花瓶 大樋長左衛門 3.5×33.0×16.5	美術倉庫	
174	25	陶磁器	壺:備前焼 風雪 伊勢崎淳 50×32.5×24.0	美術倉庫	
175	1	版画	木版画63点 1965~1977 張路 各種サイズ(額無し)	美術倉庫	
176	2	版画	ポルドーの町と港(エッチング) C.H.Cochin&J.Ph.LeBa 46.5×73.0	美術倉庫	
177	3	版画	不詳(リトグラフ) 中山巍 額無し	美術倉庫	
178	4	版画	不詳(リトグラフ) 中山巍 額無し	美術倉庫	
179	5	版画	不詳(リトグラフ) 中山巍 額無し	美術倉庫	
180	6	版画	銅版画(目のある風景) 37.5×25.5 永岡博 1970	美術倉庫	
181	7	版画	銅版画(reversionⅢ) 54.0×39.5 永岡博 1975	美術倉庫	
182	8	版画	銅版画(炎帝の詩Ⅰ) 34.5×52.5 永岡博 1977	美術倉庫	
183	9	版画	銅版画(方位…) 42.0×59.5 永岡博 2002	美術倉庫	
184	10	版画	銅版画(INUJIMA) 49.5×69.5 永岡博 2003	美術倉庫	
185	11	版画	シルクスクリーンパネル atmosphere MANDARA 高原洋一33×25 10点組	美術倉庫	
186	12	版画	シルクスクリーンパネル atmosphere MANDARA 高原洋一49.4φ 45点組	美術倉庫	
187	13	版画	シルクスクリーンパネル 大気マンダラ 高原洋一36.8φ 81点組	美術倉庫	
188	14	版画	シルクスクリーン(十二し) 詩:秋山基夫 版画:高原洋一 額装6点	美術倉庫	

6 利用料減免状況

(単位：件・円)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
展示室（5室）	2	376,000	3	522,000	2	376,000	2	509,000	
練習室（5室）	0	0	0	0	0	0	0	0	
ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	
会議室（2室）	5	21,200	3	12,600	6	35,400	4	16,400	
設備	3	2,000	3	1,500	4	8,100	3	1,600	
計	10	399,200	9	536,100	12	419,500	9	527,000	
減免理由	県事業	8	/	7	/	10	/	7	/
	共催事業	2	/	2	/	2	/	2	/

7 関係条例等

○岡山県天神山文化プラザ条例

平成十七年三月十八日
岡山県条例第十六号

(目的及び設置)

第一条 芸術その他の文化に関する活動(以下「文化活動」という。)を促進し、県民文化の振興に寄与するため、岡山県天神山文化プラザ(以下「文化プラザ」という。)を岡山市に設置する。

(業務)

第二条 文化プラザは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 文化プラザの施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- 二 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供
- 三 文化活動に関する情報の収集及び提供
- 四 県民文化の振興に関する事業の実施
- 五 前各号に掲げるもののほか、文化活動の促進に関し必要な業務

(開館時間及び休館日)

第三条 文化プラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第四条 文化プラザの管理は、第十二条第一項の規定により知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 二 施設等の利用等の許可に関すること。
- 三 施設等の維持管理に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、文化プラザの運営に関すること。

(利用等の許可)

第六条 文化プラザにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表の一から三までに掲げる施設等の利用
 - 二 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為
- 2 指定管理者は、文化プラザの管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

(利用等の制限)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文化プラザの利用を拒み、又は文化プラザからの退去を命ずることができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
 - 二 施設等を損傷するおそれがある者
 - 三 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
 - 四 その他文化プラザの管理上支障があると認める者
- 2 文化プラザにおいては、撮影、美術品等の模写又は模造その他規則で定める行為をしてはならない。ただし、指定管理者が文化プラザの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは文化プラザからの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - 二 偽りその他不正な手段により第六条第一項の許可を受けた者
 - 三 第六条第二項の条件に違反している者
- 2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第六条第一項の許可を受けた者(次条第三項及び第五項において「利用者」という。)に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第九条 第六条第一項の許可を受けた行為に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表の一から三までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額及び同表の四に掲げる金額とする。
- 3 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の公募)

第十条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、

特別の理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第十一条 指定管理者の指定を受けようとするものは、文化プラザの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も相当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が県民文化の振興に資するものであること。
- 二 事業計画の内容が文化プラザの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- 四 その他文化プラザの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の提出)

第十三条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告等)

第十四条 知事は、文化プラザの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第十五条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(略)

別表(第六条、第九条関係)

一 展示室(一週間につき)

区分		基準額
第一展示室	全室	一三〇、一四〇円
	大室	一〇〇、七六〇円
	小室	三一、五九〇円
第二展示室	全室	一〇七、八五〇円
	大室	六九、八一〇円
	小室	三九、四四〇円
第三展示室		七一、四三〇円
第四展示室		三六、〇五〇円
第五展示室		三一、一四〇円

備考 利用期間が一週間未満であるとき又は利用期間に一週間未満の端数があるときは、その一週間未満の期間を一週間として計算する。

二 ホール、練習室及び会議室

区分	単位	基準額
ホール	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 三、三四〇円
第一練習室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 二六〇円
第二練習室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 二一〇円
第三練習室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 二一〇円
第四練習室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 三七〇円
第五練習室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 二六〇円
第一会議室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 三七〇円
第二会議室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 五四〇円

三 設備

区分	単位	基準額
パネル	一枚一週間につき	一〇〇円
グランドピアノ	一台一回につき	二、二二〇円
アップライトピアノ	一台一回につき	五四〇円
七宝電気炉	一台一回につき	八八〇円
プロジェクター	一台一回につき	六六〇円

音響機器	一式一回につき	五四〇円
映像関係機器	一式一回につき	五四〇円
その他規則で定める設備	規則で定める単位	規則で定める額

備考 利用期間が単位未満であるとき又は利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間を一単位として計算する。

四 その他

区分	単位	金額
第六条第一項第二号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額

○岡山県天神山文化プラザ条例施行規則

平成十七年八月十九日
岡山県規則第百十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県天神山文化プラザ条例(平成十七年岡山県条例第十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 岡山県天神山文化プラザ(以下「文化プラザ」という。)の開館時間は、午前九時から午後六時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、当該各号に定めるところによる。

一 ホール、第一練習室、第二練習室、第三練習室、第四練習室及び第五練習室 午前九時から午後十時まで

二 第一会議室及び第二会議室 午前九時から午後五時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開館時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を文化プラザの掲示板に公示するものとする。

(休館日)

第三条 文化プラザの休館日は、次のとおりとする。

一 毎週月曜日

二 十二月二十八日から翌年の一月四日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を文化プラザの掲示板に公示するものとする。

(利用等の許可の申請)

第四条 条例第六条第一項の規定により、同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用者等の遵守事項)

第五条 条例第六条第一項の許可を受けた者(以下この条、第七条及び第九条において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も、同様とする。

一 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

- 二 文化プラザの施設及び設備(次号、第七条及び第九条において「施設等」という。)に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 三 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- 四 利用の許可を受けた施設以外の利用許可を要する施設に立ち入らないこと。
- 五 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 六 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 七 利用の許可を受けた施設内の秩序を保持するため必要な措置を講じること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

(行為の制限)

第六条 条例第七条第二項の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 展示されている美術品等に触れること。
- 二 美術品等の近くでのインク等の使用
- 三 物品の販売、配布又は掲示
- 四 寄附金の募集
- 五 所定の場所以外の場所における喫煙又は飲食
- 六 集会の開催
- 七 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が文化プラザの管理上支障があると認める行為

(損壊の届出等)

第七条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(弁償)

- 第八条 文化プラザの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、知事の指示する方法により弁償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものと知事が認めるときは、この限りでない。
- 2 文化プラザの美術品等を損傷し、又は滅失した者は、現品又は知事の指示する方法により弁償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものと知事が認めるときは、この限りでない。

(利用等の終了の届出)

第九条 利用者は、施設等の利用又は許可を受けた行為を終了したときは、指定管理者に届け出なければならない。

(設備の基準額)

第十条 条例別表の三の表の規則で定める設備、単位及び額は、次の表のとおりとする。

	区分	単位	基準額
ホール	調光操作卓	一式一回につき	一、九四〇円
	スポットライト	一台一回につき	一〇〇円
	パーライト	一台一回につき	二一〇円
	カッタースポットライト	一台一回につき	三一〇円
	ピンスポットライト	一台一回につき	四三〇円
	センターピンスポットライト	一台一回につき	一三〇円
	ローアーホリゾントライト	一台一回につき	一三〇円
	アッパーホリゾントライト	一台一回につき	一三〇円
	ボーダーライト	一台一回につき	一三〇円
	バルコニーライト	一台一回につき	一三〇円
	フロントサイドライト	一台一回につき	一三〇円
	サスペンションライト	一台一回につき	一三〇円
	プロセニウムライト	一台一回につき	一三〇円
	シーリングライト	一台一回につき	一三〇円
	音響操作卓	一式一回につき	一、〇六〇円
	ステージボックス	一式一回につき	四二〇円
	ヘッドセット型マイクロホン	一個一回につき	一二〇円
	ワイヤレスマイクロホン	一本一回につき	一三〇円
	タイピン型ワイヤレスマイクロホン	一個一回につき	一二〇円
	録音装置	一式一回につき	二七〇円
映像関連機器	一式一回につき	一、四九〇円	

(利用料金の減免)

第十一条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金(条例第九条第一項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。)を減免することができる。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、文化プラザの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(略)

○指定管理者の指定の申請等に関する規則

平成十七年十月七日
岡山県規則第百三十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、知事が所管する公の施設の管理を別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定により指定管理者（当該規定に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合における指定管理者の公募、指定の申請及び事業報告書の提出（第五条において「公募等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第二条 知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募する場合には、次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

- 一 施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理の基準
- 三 指定管理者が行う業務の範囲
- 四 指定管理者の指定の期間
- 五 管理運営費及び利用料金に関する事項
- 六 応募資格
- 七 指定の申請の方法
- 八 指定管理者の審査基準
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第三条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（様式。次項において「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 別表の上欄に掲げる条例の同表の下欄に掲げる規定に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、指定管理者の指定を受けようとするものが地方公共団体である場合には、第一号及び第七号に掲げる書類とする。

- 一 施設の管理に係る収支予算書
- 二 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人その他の団体（次号において「法人等」という。）の事業計画書及び収支予算書

三 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下この号において「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

四 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

五 法人にあつては、法人の登記事項証明書

六 役員の名簿

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（事業報告書）

第四条 指定管理者は、毎年度終了後三十日以内に事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して三十日以内とし、その報告の対象となる期間は、当該取消しの前日までとする。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

一 管理体制の状況

二 利用等の許可の状況

三 維持管理の業務の実施の状況

四 利用料金の収入及び減免の状況

五 管理に係る収支の状況

六 前各号に掲げるもののほか、管理に関し知事が必要と認める事項

（その他）

第五条 この規則に定めるもののほか、公募等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（略）

別 表

（略）

様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者	所在地	
	法人(団体)名	
	代表者名	印
	連絡先 担当者名	
	電話番号	

() の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

注 () 内には、指定を受けようとする公の施設の名称を記載すること。